

## 埼玉県公共測量作業規程

埼玉県公共測量作業規程は、作業規程の準則（平成20年国土交通省告示第413号）を準用する。

この場合において、準則の第1条第1項中「準則」とあるのは「規程」と、「第34条」とあるのは「第33条第1項」と、同条第2項中「準則」とあるのは「規程」と読み替え、「規程は、」の下に「埼玉県が行う」を加える。

第2条中「公共測量」とあるのは「この規程を適用して行う測量」と、第3条第2項中「準則」とあるのは「規程」と、第5条第3項第二号中「準則」とあるのは「規程」と、第7条中「準則」とあるのは「規程」と、第8条第1項中「準則」とあるのは「規程」と、第17条第1項中「準則」とあるのは「規程」と、同条第2項中「準則」とあるのは「規程」と、附則中「準則」とあるのは「規程」と、附則中「平成20年4月1日」とあるのは「承認日」と、それぞれ読み替えるものとする。

平成21年1月19日国国地第1007号変更承認



国国地第 1007 号

# 公共測量作業規程変更承認書

埼玉県知事

平成 21 年 1 月 6 日 付け 用地 第 606 号 で 変更 申請 の あつ た 埼玉 県  
公 共 測 量 作 業 規 程 は、測 量 法 ( 昭 和 24 年 法 律 第 188 号 ) 第 33 条 第 1 項  
の 規 定 に よ り 承 認 す る。

平成 21 年 1 月 19 日

国土交通大臣

